

表彰規程

平成 24 年 4 月 1 日 制定
平成 24 年 6 月 2 日 改正
平成 24 年 8 月 5 日 改正
平成 26 年 10 月 1 日 改正
平成 27 年 4 月 25 日 改正
平成 29 年 6 月 3 日 改正
平成 30 年 12 月 15 日 改正
令和 2 年 2 月 28 日 改正
令和 4 年 7 月 9 日改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）が実施する表彰に関する必要事項を定め、以って公衆衛生の向上及び国民保健の維持発展を図ることを目的とする。ただし、日本診療放射線技師学術大会の示説発表に関する表彰は別に定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 前条の目的を達成するために次の各号のいずれかの表彰を行うことができる。

- (1) 功労表彰
- (2) 永年勤続表彰
- (3) 社会活動表彰
- (4) 学術表彰
- (5) その他の表彰

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰状には副賞を添えるものとする。

(表彰者の周知)

第 4 条 表彰者は、本会刊行物及びホームページ等により、周知する事ができる。

第 2 章 表彰委員会

(表彰の審査)

第5条 表彰の審査は、表彰委員会の答申を得て、理事会が行うものとする。

(表彰委員会)

第6条 表彰委員会の構成は、委員会設置規程第3条に基づいて行うものとする。

2 前項に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(被表彰者の推薦)

第7条 理事は、必要とする表彰にあっては委員会に諮問することができる。

2 地区責任者は、所属の会員が本規程の推薦要件を満たすと認められた場合には、推薦しなければならない。

第3章 功労表彰

(功労表彰の要件)

第8条 功労表彰は、次の各号に該当する個人または団体とする。

- (1) 本会の発展に関し、功績及び貢献が顕著であった個人または団体
- (2) 保健医療に関する研究、発明、発見及び考案を行った個人または団体
- (3) 極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、顕著な功労があった個人または団体
- (4) 特に他の模範となる善行があった個人または団体

(本会役員等の功労表彰)

第9条 本会業務に従事し、第8条第1号に該当する者で表彰規程「別表1」の要件を満たす者は、表彰委員会の答申を受けて功労表彰するものとする。尚、当該功労表彰を以下、本会功労表彰という。

(地区役員の功労表彰)

第10条 都道府県（診療）放射線技師会役員として第8条第1号に該当する者で、以下の各項に基づき地域功労表彰することができる。尚、当該功労表彰を以下、地域功労表彰という。

- 2 当該（診療）放射線技師会の役員として表彰規程「別表1」の要件を満たし、本会の発展に貢献した者は、推薦書「様式第3号」により地区責任者が推薦する。
- 3 人数は若干名とする。

(功労表彰の必要書類)

第11条 功労表彰に該当するものにあっては、次の各号に定める調書及び推薦書の提出を

必要とする。

- (1) 効績調書「様式第 1 号」
- (2) 履歴書「様式第 2 号」
- (3) 第 10 条に基づく推薦書「様式第 3 号」

2 第 8 条第 2 号に該当する者にあっては、研究業績論文を提出しなければならない。

(功労表彰の時期)

第 12 条 本会功労表彰は、本会記念式典、定時総会または日本診療放射線技師学術大会において行うものとする。

2 地域功労表彰は当該地域の学術大会、または当該（診療）放射線技師会の記念事業等において行うものとする。

第 4 章 永年勤続表彰

(永年勤続表彰の要件)

第 13 条 永年勤続表彰は、診療放射線技師職として国民保健の維持発展に寄与し、次の各号に該当する者とする。

- (1) 勤続 30 年表彰
30 年以上診療放射線技師関連業務に従事した者で本会に入会後引き続き 15 年以上会費を完納した者
- (2) 勤続 50 年表彰
前号に定める表彰を受けたのち、本会の会費を 10 年以上完納し、かつ診療放射線技師又は診療エックス線技師免許取得後 50 年を経過した者。

(永年勤続表彰の必要書類)

第 14 条 永年勤続表彰に該当する者にあっては、次の各項に定める履歴書及び推薦書の提出を必要とする。

- 2 勤続 30 年表彰者は推薦書「様式第 4 号」及び履歴書「様式第 5 号」を添えて推薦するものとする。
- 3 勤続 50 年表彰者の推薦については、「様式第 6 号」のみによるものとする。

(永年勤続表彰の時期)

第 15 条 永年勤続表彰は、日本診療放射線技師学術大会において行うものとする。

第 5 章 社会活動表彰

(社会活動表彰の要件)

第 16 条 社会活動表彰は、前年度の社会活動カウントの上位取得者の中で、社会活動の内容等が優れている者とする。

2 前項の中で地域性を考慮した、特に優れている 10 名以内を「江間賞」と称し、表彰状と報奨金 1 万円を授与する。

(社会活動表彰の推薦)

第 17 条 総務担当理事は、社会活動表彰者名簿に選考理由を付して表彰委員会に提出をする。

2 表彰委員会は、総務担当理事より推薦を受けた者を審議し、理事会へ答申する。

(社会活動表彰の時期)

第 18 条 当該表彰は、日本診療放射線技師学術大会において行うものとする。

第 6 章 学術表彰

(学術表彰の要件)

第 19 条 学術表彰は次のものとする。

- (1) 学術論文賞 1 名以内
- (2) 学術奨励賞 若干名

(学術論文賞)

第 20 条 学術論文賞は診療放射線学及び診療放射線技術学の進歩向上に、多大な貢献をした優秀な原著論文の著者に授与する。

2 表彰の対象者は日本診療放射線技師会誌に公表された原著論文のうち、表彰を受ける前年度に発行された原著論文の著者とする。

(学術奨励賞)

第 21 条 学術奨励賞は積極的な自己研鑽により診療放射線技師としての資質向上に努め、医療及び公衆衛生の普及及び向上に貢献した者に授与する。

2 表彰の対象者は、表彰を受ける前年度に本会生涯教育カウントの取得上位者とする。

(学術表彰の推薦)

第 22 条 学術教育担当理事は、学術表彰候補者名簿に選考理由を付して表彰委員会に提出をする。

2 表彰委員会は、学術教育担当理事より推薦を受けた者を審議し、理事会へ答申する。

(学術表彰の時期)

第 23 条 学術表彰は、日本診療放射線技師学術大会において行うものとする。

第 7 章 その他の表彰

(その他の表彰)

第 24 条 その他、特に必要とする表彰にあっては、委員会に諮り会長が実施する。

2 その他の表彰に関しては、功績調書「様式第 7 号」あるいは表彰の対象となる事項を証明するものに、推薦書「様式第 8 号」を添付して申請するものとする。

(その他の表彰時期)

第 25 条 前条における表彰の実施は、その内容に応じて第 12 条に準じて行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

第 8 章 雜 則

(改廃)

第 26 条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会に諮りこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第 2 条第 2 号の適用については、社団法人日本放射線技師会表彰規程第 2 条第 3 項の規定を引き継ぐものとする。
- 3 この規程は、平成 24 年 6 月 2 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 24 年 8 月 5 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 26 年 12 月 20 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 29 年 6 月 3 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 30 年 12 月 15 日から施行する。
- 9 この規程は、令和 2 年 2 月 28 日から施行する。

10 この規程は、令和4年7月9日から施行する。

別表 1

功労表彰の対象要件

年数換算係 数表	本会理事	都道府県 会長	都道府県副会長	都道府県理事
本会功労 表彰	1/1	—	—	—
地域功労表 彰	—	1/1	1/2	1/3

* 各功労表彰は合算年数が4年以上とする。

(例)

- ・本会理事：4年（2期）×1/1=4年
- ・都道府県副会長：8年（4期）×1/2=4年
- ・都道府県理事 6年（3期）+副会長4年（2期）+会長2年（1期）の場合
 $6 \times 1/3 + 4 \times 1/2 + 2 \times 1/1 = 6$ 年（合算年数） 地域功労表彰対象